

処 分 基 準

B-β-3
平成31年1月1日作成

法 令 名 : 愛知県迷惑行為防止条例
根 拠 条 項 : 第12条
処 分 の 概 要 : 事業者に対する指示
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「愛知県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準」のとおり
問 合 せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話 052-951-1611 内線 3188)
備 考 :